大分市地域づくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における都市内分権の取組の一環として、地域の実情に応じた自主的かつ自立的な活動の促進を図るため、地域まちづくり団体に対し補助金等を一括化して交付する交付金(以下「地域づくり交付金」という。)の交付に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ るによる。
 - (1) 居住者等 当該地域に住所を有する者、所在する法人その他の団体をいう。
 - (2) 小学校 大分市立小学校設置条例の一部を改正する条例(平成25年大分市条例第52号)による改正前の大分市立小学校設置条例(昭和39年大分市条例第37号)別表に規定する小学校をいう。
 - (3) 地域のまちづくり 原則として小学校を基礎とした校区(以下「校区」という。) を活動範囲とし、地域が抱える様々な課題の解決、安心で安全かつ快適な生活の 実現その他の住民福祉の向上を目的として、居住者等が互いに支え合い、及び協力することにより、自主的かつ自立的に行う活動をいう。
 - (4) 地域まちづくり団体 地域のまちづくりを総合的かつ主体的に担うことを目

的とする団体で、当該校区の居住者等が参加して任意に結成されたものをいう。 (まちづくり協議会の認定)

- 第3条 市長は、地域まちづくり団体のうち、次に掲げる全ての要件を満たすものを 地域づくり交付金の交付の対象となる団体(以下「まちづくり協議会」という。) として認定することができる。
 - (1) 地域のまちづくりを適切かつ有効に行うことができると認められる団体であること。
 - (2) 団体の運営における透明性が確保され、かつ、その運営が民主的に行われるものであること。
 - (3) 活動する校区における相当数の住民組織の代表者及び居住者等に支持され、又は支持される見込みがあること。
 - (4) 団体が地域づくり交付金の交付を受ける場合において、当該団体が活動する校 区に存する自治会その他の団体が、別表に掲げる個別の要綱等の規定による補助 金等の交付を受けないことについて同意していること。
 - (5) 運営に関する規約を有している団体であること。
- 2 市長は、前項の規定による認定(以下「認定」という。)を行うに当たっては、 原則として校区を活動範囲とし、その範囲内に存する自治会その他の団体により組 織された地域まちづくり団体を対象とするものとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする地域まちづくり団体の代表者は、認定申請書に次に掲

げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域まちづくり団体の規約
- (2) 構成員状況調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当で あると認めたときは、認定することを決定し、当該申請を行った者に通知するもの とする。

(認定事項の変更の申請)

- 第6条 まちづくり協議会の代表者は、第4条各号に掲げる書類の記載事項を変更しようとするときは、遅滞なく認定事項変更承認申請書に当該変更をしようとする事項を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当である と認めたときは、変更を承認し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(まちづくり協議会の廃止)

第7条 まちづくり協議会は、まちづくり協議会を廃止しようとするときは、あらか じめ市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、まちづくり協議会が第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、取消通知書により、当 該認定を取り消した地域まちづくり団体の代表者に通知するものとする。

(交付対象事業)

第9条 地域づくり交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。) は、居住者等が主体となって、地域のまちづくりの推進のために行う事業とする。 ただし、一部の者の娯楽、懇親、遊興等を主な目的とする事業その他この要綱の趣旨に適合しないと認められる事業は、交付対象事業としない。

(交付対象経費等)

- 第10条 地域づくり交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。) は、交付対象事業の実施に要する経費とする。
- 2 地域づくり交付金の額は、交付対象経費の額とし、別表右欄に掲げる額を合算した額を上限とする。ただし、交付対象事業を実施するに当たり、当該年度に新たに事業を開始する場合又は既存事業を拡充して実施する場合にあっては、当該事業の内容及び予算を精査した上で、当該上限額では財源が不足すると認められる場合は、交付対象経費の範囲内で、60万円を限度に加算することができる。
- 3 前項の規定は、同項ただし書の加算を受けて実施した事業を翌年度以降も継続して実施する場合の地域づくり交付金の額について準用する。
- 4 市長は、第2項に定める額のほか、まちづくり協議会に対し、その運営に要する 経費(まちづくり協議会における人件費を含む。)に対する地域づくり交付金として、40万円を上限に交付する。この場合において、当該運営に要する経費に対す

る地域づくり交付金にあっては、市長の承認を受け、交付対象事業の実施に要する 経費に充てることができる。

(交付の申請)

- 第11条 地域づくり交付金の交付を受けようとするまちづくり協議会の代表者(以下「申請者」という。)は、地域づくり交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

- 第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、地域づくり交付金の交付を決定し、地域づくり交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。
- 2 前項の規定による交付決定(以下「交付決定」という。)を受けたまちづくり協議会(以下「交付団体」という。)は、交付決定を受けた事業(以下「地域づくり 交付金事業」という。)を行う場合は、多くの当該交付団体に属する者の参加を促進するよう努めるものとする。

(地域づくり交付金の概算交付)

第13条 市長は、地域づくり交付金の交付の目的を達成するため、地域づくり交付

金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 市長は、前項の規定により概算交付を行うことを決定したときは、地域づくり交付金概算交付通知書により交付団体に通知するものとする。

(地域づくり交付金事業の変更の申請)

- 第14条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ地域づくり交付金事業計画変更承認申請書に当該変更をしようとする事項を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
 - (1) 地域づくり交付金事業に要する予算を変更しようとするとき
 - (2) 地域づくり交付金事業の内容を変更しようとするとき (地域づくり交付金事業の変更の承認)
- 第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当 であると認めたときは、地域づくり交付金事業の変更を承認し、地域づくり交付金 事業計画変更承認通知書により交付団体に通知するものとする。

(地域づくり交付金事業の実績報告)

- 第16条 交付団体は、地域づくり交付金事業が完了したときは、地域づくり交付金事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告は、地域づくり交付金事業の完了の日から1月を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(積立金事業)

- 第17条 交付団体は、交付対象事業のうち単年度の予算で行うことが困難であると認められる事業を行うため、地域づくり交付金(第10条第2項ただし書及び第3項の規定による加算分を除く。)の一部を積み立てること(以下「積立て」という)ができる。
- 2 交付団体は、積立てによる地域づくり交付金事業(以下「積立金事業」という。) を行おうとするときは、あらかじめ、積立金事業の目的及び積立てによる地域づく り交付金(以下「積立金」という。)の保有期間を定めるとともに、積立金事業計 画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 積立金の保有期間は、積立金事業が承認された日の属する年度の翌年度から起算 して5年間を限度とする。
- 4 交付団体は、毎年度、積立金として積み立てた額、積立金事業の実施状況、積立金に対する利子収入の額その他市長が必要と認める事項について、当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。
- 5 交付団体は、第2項の規定による承認を受けた内容を変更しようとするときは、 積立金事業計画変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 交付団体は、積立金事業が完了したときは、積立金事業完了報告書を市長に提出しなければならない。

(地域づくり交付金の額の確定)

第18条 市長は、第16条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、 交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき地域 づくり交付金の額を確定し、地域づくり交付金交付額確定通知書により交付団体に 通知するものとする。

(地域づくり交付金の請求)

第19条 交付団体は、地域づくり交付金の交付を請求しようとするときは、地域づくり交付金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第20条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全 部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 地域づくり交付金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により地域づくり交付金の交付を受けたとき。
 - (5) 第7条の規定によりまちづくり協議会を廃止したとき。
 - (6) 第8条第1項の規定により認定を取り消されたとき。
- 2 第7条の規定によりまちづくり協議会を廃止し、又は第8条第1項の規定により 認定を取り消された地域まちづくり団体が活動する校区に存する自治会その他の 団体に対する別表左欄に掲げる個別の要綱等の規定による補助金等の適用につい

て、市長は、他の校区に存する自治会その他の団体との均衡を失しないよう、交付 限度額の変更その他の必要な調整を行うものとする。

(地域づくり交付金の返還)

- 第21条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて 地域づくり交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - (1) 積立金事業を中止したとき。
 - (2) 積立金事業を行った場合であって、当該積立金に不用額が生じたとき。
 - (3) 前条第1項の規定による交付決定の取消しを受けた場合であって、既に地域づくり交付金が交付されているとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、既に実施した地域づくり交付金事業に係る地域づくり交付金の額のうち適当と認める額については、返還を命じないことができる。

(関係書類の保存期間)

第22条 交付団体は、地域づくり交付金事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿 及び証拠書類を整備し、地域づくり交付金事業が完了した日の属する年度の翌年度 から起算して5年間保管しなければならない。

(市の責務)

- 第23条 市は、まちづくり協議会における地域づくり交付金の適正な執行を支援するため、次の各号に掲げる責務を負う。
 - (1) 地域づくり交付金が公平、公正に使用され、かつ、より有効に住民福祉の向上

に活用されるよう支援及び助言を行うこと。

- (2) 地域づくり交付金の会計事務に関する必要な助言を行うとともに、予算及び決算に関する審査を行い、必要に応じて適切な指導を行うこと。
- (3) その他必要に応じて適切な支援を行うこと。

(担当部署)

- 第24条 この要綱の運用及び改正については、企画部企画課、財務部財政課及び市 民部市民協働推進課が協議して行うものとする。
- 2 地域づくり交付金に関する庶務は、まちづくり協議会の活動範囲が、支所の所管 区域にある場合にあっては当該所管する支所が、それ以外の区域にある場合にあっ ては市民部市民協働推進課が処理する。

(関係部署の協力)

第25条 地域づくり交付金事業に関係する部署は、その実施について積極的に協力 するとともに、地域づくり交付金事業に関して発生した問題等について、前条に規 定する担当部署と連携を図りながら責任を持って対処しなければならない。

(調査)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり協議会による地域づくり 交付金の使途、地域づくり交付金事業及び積立金事業の実施状況等に関し、調査を 行い、又はまちづくり協議会に報告及び資料の提出を求めることができる。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、地域づくり交付金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 モデル地域における地域づくり交付金交付要綱(平成25年4月1日施行)附則 第2項の規定による失効前の同要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第1項の規 定により認定を受けたまちづくり協議会は、この要綱の施行の日(以下「施行日」 という。)において第3条第1項の規定により認定を受けたまちづくり協議会とみ なす。
- 3 旧要綱第17条第2項の規定により承認を受けた地域づくり交付金積立金事業は、施行日において第17条第2項の規定により承認を受けた積立金事業とみなす。この場合において、同条第3項の規定中「積立金事業が承認された日」とあるのは「モデル地域における地域づくり交付金交付要綱(平成25年4月1日施行)附則第2項の規定による失効前の同要綱(以下「旧要綱」という。)第17条第2項の規定により地域づくり交付金積立金事業が承認された日」と、同条第4項中「積立金として」とあるのは「積立金(旧要綱第17条第2項に規定する積立金を含む。以下同じ。)として」とする。

別表(第3条、第10条、第20条関係)

個別の要綱等	交付限度額
1. ご近所の底力再生事業助成金交 付要綱(平成20年4月1日施行)	1の別表に規定する助成限度額
2. 大分市ふるさとづくり運動推進 費補助金交付要領(平成23年4 月1日施行)	2の別表に規定する校区ふるさとづくり運動推進費の補助限度額
3. 大分市校区公民館管理運営費等 補助金交付要綱(平成23年4月 1日施行)	3の別表に規定する補助限度額
4. 地域まちづくり活性化事業実施要領(平成25年4月1日施行)	一のまちづくり協議会につき60万円
5. 大分市敬老行事補助金交付要領 (平成23年4月1日施行)	地域づくり交付金の交付の申請年度の前年度の1月末現在における当該校区を居住地とする住民票を有する者であって、申請年度の9月15日(以下「基準日」という。)において70歳以上のもの(基準日に70歳に達する者を除く。)の人数に540円を乗じて得た額